

申告、その前に

★課税課市民税係 ☎ 25- 1 1 2 3

今年も税の申告時期が間近になりました。早めに準備をして、期限内の申告に備えましょう。
「令和6年度市民税・県民税申告」と「令和5年分所得税の確定申告」（還付申告等の簡易な申告のみ）の申告相談を以下のとおり行います。

日程・会場

① **2月15日(木)～21日(水) セルディ**

※会場入口で受け付けます。

② **2月22日(木)～3月15日(金) 市役所**

※市役所1階市民ホールで受付後、順次会場へ案内します。

時間

午前9時～11時30分、午後1時～4時

※土・日・休日を除く。ただし3月3日(日)は実施。
※詳しい日程は広報ほんじょう2月号に掲載します。
※予約や整理券の事前配布はありません。

令和6年度 市民税・県民税 申告書を配付します

配付開始日 2月1日(木)【予定】

配付場所 課税課、支所市民福祉課、市庁舎(2月1日公開)

所得税の還付を受ける方へ

所得税の還付申告書は、確定申告期間前でも本庄税務署に提出できます。申告会場は大変混み合いますので、所得税の還付申告をする方はご活用ください。また、税理士による無料税務相談もご利用ください。

スマホ申告説明会

スマートフォンで申告をする方向けの説明会です。

日時

①1月22日(月) 午前9時30分～11時30分

②1月22日(月) 午後1時30分～3時30分

③1月23日(火) 午前9時30分～11時30分

※①～③いずれかを選択し、開始時刻までに会場へ。

会場 市役所5階503会議室

対象 収入が給与と公的年金で次の控除を受ける方

- ・医療費控除
- ・ふるさと納税などの寄附金控除
- ・年末調整で適用可能な控除で、年末調整に間に合わなかったもの

用意 スマートフォン、マイナンバーカード、源泉徴収票、各種控除を証明できるもの（お持ちの方）
※スマートフォンはマイナンバーカードの読み取り方法とマイナポータルアプリが使える状態であることを確認してください。

※申込不要。当日直接会場へ。

★本庄税務署個人課税部門 ☎ 22- 2 1 1 4

よくある質問

Q. 収入や所得がなくても申告は必要ですか？

A. 収入や所得がなくても次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税申告が必要です。

- ・16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主
- ・後期高齢者医療制度の被保険者とその世帯主
- ・介護保険被保険者とその世帯主及び世帯員
- ・市営住宅及び県営住宅入居者（中学生以下は除く）
- ・所得課税証明書が必要な方

Q. 申告に必要なものは何ですか？

A. 次の書類などを用意してください。

- ①マイナンバーカードまたは通知カード及び身元確認のできるもの（運転免許証など）
- ②所得がわかるもの
 - ・給与所得、年金所得のある方…源泉徴収票
 - ・事業所得（営業、農業）、不動産所得のある方…事前に収支計算を済ませた収支内訳書
 - ・配当所得、一時所得、雑所得のある方…年間取引報告書、支払調書
- ③各種控除を証明できるもの（次の㊦～㊨を確認）

㊦社会保険料控除を受ける方…国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険などの領収書または支払証明書

㊧生命保険料控除（一般、個人年金、介護医療）及び地震保険料控除を受ける方…控除証明書

㊨寄附金控除を受ける方…領収書または支払証明書

㊩医療費控除を受ける方…明細書

㊪セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受ける方…明細書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類（例 健康診断等の結果通知表やインフルエンザ予防接種の領収書など）。

※㊫、㊬はいずれか一方のみ適用を受けることができます（いずれの明細書も、本庄税務署、市課税課、支所市民福祉課及び市庁舎で配付）。

㊭障害者控除を受ける方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書

④申告者本人名義の口座が確認できるもの（預金通帳など）〔所得税の還付を受ける場合〕

Q. 医療費控除を受けたいのですが必要な書類は何ですか？市で作成してもらえますか？

A. 「医療費控除の明細書」が必要です。市では明細書の作成は行いません。事前に診療を受けた方ごと、医療機関ごとに累計し、明細書を作成してください。なお、健康保険や生命保険の制度等からの補填金分は、医療費から差し引かれます。

※医療費控除は、支払った医療費が還付されるものではありません。また、所得金額やその他所得控除の金額により、税額が変わらないこともあります。

※医療費の領収書や、その他預かり不要の各種証明書等は返却しますが、明細書の記入内容の確認のため提示または提出を求める場合があります。確定申告期限等から5年間は自宅等で保管してください。また、医療保険者が発行する医療費通知を添付することで、明細の記入を省略できます。

Q. 収入が公的年金のみです。申告は必要ですか？

A. 所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。また、公的年金の収入が400万円以下で公的年金以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告は不要ですが、公的年金以外の所得がある場合や、源泉徴収票に記載されている控除以外に各種控除を追加する場合は、市民税・県民税申告が必要です。

令和5年分所得税確定申告 税理士による無料税務相談をご利用ください

各税理士事務所において、原則、対面で無料の申告相談を行います。希望者は、事前に各税理士事務所に電話連絡のうえ、ご利用ください。

※事前連絡の際に相談日時を確認してください。

●対象

年収600万円以下の給与所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの申告をする方、年金受給者で確定申告が必要な方

●相談時間 午前9時30分～午後4時

★関東信越税理士会本庄支部 ☎ 35- 1 1 2 8

日程	税理士名	電話番号	事務所所在地
2月1日(木)	菅野 幸夫	24- 3 6 0 2	若泉
	小池 裕太	22- 3 0 7 4	本庄
	柴崎 厚	22- 0 6 0 6	栄
2月2日(金)	池田 敦司	71- 7 9 0 1	西富田
	田中 圭二	22- 3 7 3 3	栗崎
	持田 修	71- 5 1 2 7	本庄
2月3日(土)	小川 輝	21- 0 8 8 8	牧西
	塚本 雅俊	71- 4 9 1 0	上里町七本木
	根岸 精一	21- 2 2 3 5	五十子
2月5日(月)	入 敏明	71- 7 7 9 2	千代田
	岩堀 薫	21- 1 6 7 8	朝日町
	田村 幸一	71- 7 8 0 8	下野堂
2月6日(火)	打越 祐次	21- 2 8 0 0	朝日町
	松木 正則	34- 0 3 0 7	上里町七本木
	三沢 俊之	21- 2 8 0 0	朝日町
2月7日(水)	鴨田 宏生	37- 4 1 5 5	早稲田の杜
	塚本 富雄	76- 0 6 8 4	美里町下児玉
	目時 悟	33- 8 8 5 9	上里町金久保
2月8日(木)	黒澤 祥一	33- 1 4 1 4	上里町七本木
	松本 悦子	24- 1 9 6 5	若泉
	山下 政信	72- 1 3 1 7	児玉町吉田林
2月9日(金)	小暮 眞一郎	33- 2 1 4 1	上里町勅使河原
	多賀谷 実	21- 7 8 7 1	見福
	宮田 昌代	33- 2 7 6 4	上里町七本木
2月10日(土)	松本 和弘	33- 0 3 1 5	上里町三町
	松本 純一	33- 0 3 1 5	上里町三町
	三澤 力男	25- 7 9 8 8	朝日町
2月13日(火)	藤井 桂一	21- 3 6 2 5	見福
	真々田 豊	71- 4 5 2 9	東台
2月14日(水)	青木 貴子	22- 3 4 9 1	南
	須永 秀和	22- 4 8 6 7	前原
2月15日(木)	木村 睦子	23- 1 1 2 0	けや木
	田村 修	24- 5 5 3 3	本庄